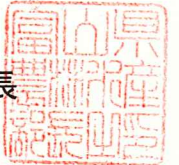


農 整 第 48 号

平成 27 年 2 月 4 日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」等の運用に係る特例措置  
について

このことについて、国土交通省より『「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」並びに「平成 27 年度 2 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置』（平成 27 年 1 月 30 日付け国地契第 62 号ほか）が通知された事に伴い、県においても下記のとおり運用することとしたので通知します。

## 記

### 1 特例措置の内容

「平成 27 年度設業務委託等技術者単価について」（平成 27 年 1 月 23 日付け国官技第 218 号、国港技第 86 号、国空安保第 602 号）により、「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定され、「平成 27 年度設計業務委託等技術

者単価の適用について」により、新技術者単価が平成 27 年 2 月より適用されることとなった。

これに伴い、国において以下の特例措置を定め、受注者に対し業務委託料の変更契約を行うこととなった。

## 特例措置

・平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成 26 年度設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び平成 26 年 2 月から適用した公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

補 足

変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当業務であることを説明)

受 注 者

↓ (協議書によるとりかわし) ……打合簿

発 注 者

(特例措置に基づく変更契約)

↓ ※適用世代「270201」において変更する。

受 注 者